

神奈川県立のふれあいの村の指定管理者募集に係る質問と回答

平成27年5月11日

	質問	回答
1	参考資料4「神奈川県立のふれあいの村の維持管理及び運営に関する業務の基準」中「1(3)イ夜間警備」は、警備業法に該当するのか。	業務基準中「1(3)イ夜間警備」は、警備業法の適用を求めものではありません。
2	平成27年度主催事業を紹介するリーフレット「あみあ」には、「参加費」の記載があるが、「(様式3)経費積算内訳(支出計画書)」の記載にあたり、この「参加費」についてどのように計上するのか。	主催事業に係る経費については、受益者負担の観点から、参加費として実費相当分を参加者に負担いただいております。したがって、「(様式3)経費積算内訳(支出計画書)」の記載にあたっては、参加費に係る収入及び支出は、記載しないでください。 なお、主催事業については、事業計画書「I 3(1)」等に事業内容を具体的に記載していただきますが、その際、参加費(予定額)を併せて記載してください。
3	自主事業に係る経費は「(様式3)経費積算内訳(支出計画書)」の記載にあたり、どのように計上するのか。	指定管理業務以外に自主事業を提案する場合は、申請法人等の財源と責任において行っていただきます。したがって「(様式3)経費積算内訳(支出計画書)」の記載にあたっては、自主事業に係る経費は記載しないでください。
4	消費税率は一律8%で、平成28年度から平成32年度までの5年間分の経費を積算するのか。	消費税率は一律8%で積算してください。